

### 米韓駐屯地地位協定：大韓民国とアメリカ合衆国間の相互防衛条約第四条における施設と区域、並びに大韓民国国内における合衆国地位に関する協定

CHOI, Seonho / 崔, 先鎬

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

109

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

231

(終了ページ / End Page)

252

(発行年 / Year)

2012-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008470>

資料

## 米韓駐屯地地位協定 (SofA, Status of Forces Agreement)

—大韓民国とアメリカ合衆国間の相互防衛条約第四条における施設と区域、並びに大韓民国国内における合衆国地位に関する協定 (Agreement under Article 4 of the Mutual Defense Treaty between the Republic of Korea and the United States of America, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in the Republic of Korea)

崔 先 鎬

大韓民国とアメリカ合衆国の相互防衛条約第四条による施設と区域、並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定 (Agreement under Article 4 of the Mutual Defense Treaty between the Republic of Korea and the United States of America, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in the Republic of Korea) 千九百六十六年七月九日書名、千九百六十七年二月九日発効。

て、大韓民国とアメリカ合衆国は、両国家間の緊密な相互利益の友好的連帯を深めていくために、施設と区域、並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する本協定を以下のように結ぶ次第である。

### 第一条 定義 (Definitions)

アメリカ合衆国は一九五〇年六月二十五日、一九五〇年六月二十七日および一九五〇年七月七日の国際連合安全保障理事会における諸決議内容と一九五三年一〇月一日に書面で作成した大韓民国とアメリカ合衆国間の相互防衛条約第四条に基づいて、大韓民国の領域内およびその付近に同軍隊を配置したことについて

本協定において、

1. 「合衆国軍隊の諸構成員」とは、大韓民国の領域内のアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍、海兵隊に属する人員として現役に服務している者を意味する。ただし、合衆国の大使館に属する合衆国軍隊の人員と、一九五〇年一月二十六日字で改定した軍事顧問団協定に基づいてその身分が規定された人員は除く。

2. 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する民間人として、大韓民国国内の合衆国軍隊に雇用された者、同軍隊に勤務する者、また同伴する家族を指す。通常、大韓民国に居住する者、或いは第十五条第一項が規定した者は除く。本協定の適用に関しては、大韓民国並びに合衆国の二重国籍者として合衆国から大韓民国国内に入国した者は合衆国国民として見なす。

3. 「家族」とは次の者を指す。

- ① 配偶者および二十一歳未満の子供
- ② 父母および二十一歳以上の子供、また、その他親族として生活費の半額以上を合衆国の構成員或いは軍属に依存する者。

## 第二条 施設と区域―供与と返還 (Facilities and Areas—Grant and Return)

1. ① アメリカ合衆国は、相互防衛条約第四条にしたがって大韓民国国内の施設と区域の使用の供与を受ける。各々の施設と区域に関する諸協定は、本協定の第二十八条によって規定した合同委員会を通して両政府が決定することにする。「施設と区域」とは、所在の内容を問わず、事実と区域の運用に使用する現在の設備、備品および定着物を含む。

② 本協定の効力発生時に合衆国軍隊が使用している施設と区域、および合衆国軍隊がこのような施設と区域を再使用する場合に合衆国の軍隊がこれを再使用できる保有権を持ったまま大韓民

国側に返還した施設と区域は、前記の①項にしたがって両政府間で合意した施設と区域として見なす。合衆国の軍隊が使用、若しくは再利用している施設と区域に関する記録は本協定の効力発生後にも合同委員会を通してその内容を保存する。

2. 大韓民国政府とアメリカ合衆国政府は、何れか一方の政府の要請がある場合、この協定について再検討し、またこのような施設と区域の一部を大韓民国側への返還可否、或いは新たな施設と区域の提供可否について合議する。

3. 合衆国側が使用する施設と区域は、本協定の目的そのものの達成のために必要性がなくなる時には合同委員会を通して協議する。この条件にしたがって大韓民国側に返還し、このような見地から合衆国側は同施設と区域の必要性について継続して検討することに同意する。

4. ① 施設と区域が一時的に使用できなくなる場合、また大韓民国政府がこのような通告を受けた場合には、大韓民国政府はこのような施設と区域を使用するに加え、自国民に使用させることができる。但し、このような使用にあたっては合衆国軍隊による同施設区域の正常な使用目的に被害を与えないことを共同委員会の両国政府が協議した場合に限る。

② 合衆国軍隊が一定の期間の間に使用する施設と区域に関しては、合同委員会は、この施設と区域に関する協定が本協定の規定に適用しない限界について明記しなければならない。

### 第三条 施設と区域—保安措置 (Facilities and

#### Areas—Security Measures)

1. アメリカ合衆国は施設内と区域内において、このような施設と区域の設定、運営、警護および管理に必要な全ての措置を取る。大韓民国政府は、合衆国軍隊の支援、警護および管理のために、同施設と区域への合衆国軍隊の出入りの便宜を企てるために、合衆国軍隊の要請と合同委員会を通した両政府間の合意にしたがって、同施設と区域に隣接した周辺の土地、領海および領空について、関係法令の範囲内で必要な措置を取らなければならない。また、合衆国は合同委員会を通した両政府間の協議にしたがって、前記の目的上必要な措置を取る。

2. ①合衆国は、大韓民国の領域への、領域からの、または領域内の航海、航空、通信および陸上交通を不必要に妨害する方法で第一項が規定した措置を取らないことに同意する。

②電磁波放射装置用のラジオ周波数、或いはこれに類似する事項を含めた電気通信に関する全ての問題は両国政府の指定通信当局間の約定にしたがって最大の調停と協力の姿勢で迅速に継続解決しなければならない。

③大韓民国政府は、関係法令と協定の範囲内で、電磁波放射に対して敏感な装置、電気通信装置、或いは合衆国軍隊が必要とするその他の装置に対する妨害を防止・除去するための全ての合理的手段を取る。

3. 合衆国軍隊が使用中の施設と区域内における運営は、公共の安全を適切に考慮して実行しなければならない。

### 第四条 施設と区域—施設の返還 (Facilities

#### and Areas—Return of Facilities)

1. 合衆国政府は、本協定の終了時、大韓民国政府に協定採決以前の施設と区域を返還する場合、これら施設と区域が合衆国軍隊に提供されていた当時の状態に同施設と区域を原状回復する義務を持たない。また原状回復の代わりに大韓民国政府に補償する義務も持たない。

2. 本協定の終了時、協定採決以前の施設と区域の返還の際、施設と区域に残留する建物および工作物に対して同施設と区域に加えた如何なる改ざんについても合衆国政府は大韓民国政府に対して如何なる補償も行う義務を持たない。

3. 前記の二項の規定は、合衆国政府と大韓民国政府との間で特別な約定を結んで行う建設工事には適用しない。

### 第五条 施設と区域—経費と維持 (Facilities

#### and Areas—Cost and Maintenance)

1. 合衆国は、第二項に規定した内容にしたがって、大韓民国が負担する経費を除いて、本協定の有効期限内は大韓民国に負担を負わせないことにし、合衆国軍隊の維持に必要な全ての経費を負担することに合意する。

2. 大韓民国は、合衆国に負担を負わせないことにし、本協定の有効期限内において第二条および第三条に規定された飛行場と港内の施設と区域と同様に共同使用施設と共同区域を含む全ての施設と区域と通行権を提供し、この条件に相当する所有者と提供者に補償することに合意する。大韓民国政府は、このような施設と区域に対する合衆国政府の使用を保証し、また合衆国政府およびその機関に属する職員が使用に関連する第三者の請求権によって書を被ることがないようにする。

## 第十八条 公益事業とサービス (Utilities and Services)

1. 合衆国軍隊は、大韓民国政府およびその地方行政機関が所有・管理・規制する全ての公益事業とサービスを利用することができる。「公益事業とサービス」とは、輸送・通信施設と機関、電気、ガス、水道、スチーム、電熱、動力、並びに下水汚染処理を含むものであるが、これらだけに限定するものではない。本項目が規定した公益事業とサービスが合致しない方法を使用してはならない。

2. 合衆国による公益事業とサービスの利用は、如何なる利用者に付与したもののより不利ではない優先権、条件および使用料と料金でなければならない。

## 第七条 法令の尊重 (Respect of Local Law)

合衆国軍隊の構成員、軍属と第十五条により大韓民国内に居住している者およびその家族は大韓民国国内における法令を尊重し、また本協定の趣旨に外れる如何なる活動、とくに政治的活動を行わない義務を有する。

## 第八条 出入国 (Entry and Exit)

1. 本条の規定にしたがうことを条件に、合衆国は合衆国軍隊の構成員、軍属およびその家族たる者を大韓民国国内に入国させることができる。大韓民国政府は、両政府間に合意する手順によって入国者と出国者の数と種類について定期的に通告を受けることとする。

2. 合衆国軍隊の構成員は、旅券および査証に関わる大韓民国の法令の適用を免除する。合衆国軍隊の構成員、軍属およびその家族は、外国人登録および管理に関わる大韓民国の法令の適用を免除する。しかし、大韓民国の領域内において永久的な居所、或いは住所を要求する権利を取得することは認めない。

3. 合衆国軍隊の構成員は、大韓民国に入国・大韓民国から出国する場合、次の文書を所持しなければならない。

① 姓名、生年月日、階級と番号、職種について記載し写真

を添付した身分証明書

- ②個人、または集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位および個別的・集団的旅行命令書、合衆国軍隊の構成員は大韓民国内にいる期間中に身分を証明するためにこれらの身分証明書を所持し、大韓民国関係当局の要求がある場合は前記の身分証明書を提示しなければならない。
4. 軍属、およびその家族は、合衆国当局が発給した適切な文書を所持し、大韓民国への出入国、或いは滞留する期間中、自らの身分が大韓民国当局に確認できるようにしなければならない。
5. 本条第一項により、大韓民国に入国した者がその身分の変更によって前記の入国資格を充足でなくなった場合、合衆国当局は大韓民国当局に通告しなければならない。またこれに該当する者が大韓民国国内から退去するよう大韓民国当局が要請した場合には、相当期間内に大韓民国政府に頼ることなく大韓民国国内から退去できるよう輸送の便を確保する。
6. 大韓民国政府が合衆国軍隊の構成員と軍属について大韓民国国内からの移送を要請、或いは合衆国軍隊構成員、軍属、元構成員、元軍属の家族に対して追放命令を出した場合、合衆国当局はこれらに該当する者を大韓民国領土内から放出する責任を有する。本項の規定は大韓民国の国民でない合衆国軍隊の構成員と軍属の資格を有する者、或いはその資格を有する目的で入国した者とその家族に限って適用する。

## 第九条 通関と関税 (Customs and Duties)

1. 合衆国軍隊の構成員、軍属およびその家族は、本協定で規定した場合を除いて大韓民国税関当局が決めた法令に従わなければならない。
2. 合衆国軍隊（同軍隊の公認調達機関と第十三条で規定した歳出外資金諸機関を含む）が合衆国軍隊の公的使用と合衆国軍隊、軍属およびその家族が使用するために輸入する全ての資材と備品の搬入を許容する。このような搬入には、関税およびその他の課徴金が付加されない。前記の資材と備品に加えて同軍隊が使用する備品と施設に最終的に合体する予定の資材においては、合衆国軍隊が前記の目的を示した適切な証明書を添付する。本項において規定した免除事項は、合衆国軍隊の軍輸支援を受ける統合司令部以下の駐韓外国軍隊に使用するために輸入した資材、備品にも適用する。
3. 合衆国軍隊の構成員、軍属並びにその家族が使用する財産とこれら宛に配送される財産には関税およびその他の課徴金を付加する。ただし、次の場合には関税およびその他の課徴金を付加しない。

- ①大韓民国国内に勤務する合衆国軍隊の構成員と軍属が最初到着した時点、若しくはその家族たちが合衆国軍隊の構成員・軍属と同居ため最初到着した時点から使用する

目的で輸入した家具、家庭用品および個人用品

②合衆国軍隊の構成員、又は軍属が自分と家族の使用のために輸入する車両と付属品

③合衆国軍隊の構成員、軍属並びにその家族が使用するために合衆国の軍事郵便局を通して輸送した通常購入でできる種類の合理的量の個人用品と家庭用品

4. 第二項および第三項において許容した免除事項については、物品輸入に限って適用される。また該当する物品の受け入れ時点で既に関税と内国諸費税が徴収された物品を購入する場合には、税関当局が徴収した関税と国内諸費税を払い戻さないものと解釈しない。

5. 次の場合には税関検査を行わない。

①休暇命令以外の命令により大韓民国に出入国する合衆国軍隊の構成員

②公用の封印付きの公文書、並びに公用の郵便封印付きの合衆国軍事郵便第一種書状

③合衆国軍隊宛に配送された軍事貨物

6. 関税免除を受けて大韓民国国内に輸入された物品については、大韓民国当局と合衆国当局が相互合意する条件で処分を認定する場合を除いて、関税の免除で大韓民国国内に輸入した該当物品の輸入権利を有しない者による処分は認めない。

7. 第二項および第三項に依拠し関税とその他の免除を受けて大韓民国国内に輸入された物品は、関税とその他の課徴金の免

除を受けて再輸出することができる。

8. 合衆国軍隊は、大韓民国当局と協力して本条に規定により合衆国軍隊、同軍隊の構成員、軍属およびその家族に付与された特権の乱用を防止するために必要な措置を取らなければならない。

9. ①大韓民国当局と合衆国軍隊は、大韓民国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するために、調査の実施および証拠の収集において相互協調する。

②合衆国軍隊は、大韓民国政府の税関当局とその代理執行当局によって差し押さえられた物品の引き渡しを確保するために、その権限内の全ての援助を提供する。

③合衆国の軍隊は、合衆国軍隊の構成員、軍属又はその家族が納付すべき関税、租税および罰金の納付の確保のために、その権限内の全ての援助を提供する。

④合衆国軍隊当局は税関検査の目的で軍事上統制する港と飛行場に派遣された税関職員に可能な限りの援助を提供する。

⑤合衆国軍隊に属する車両および物品として、大韓民国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に關連して大韓民国政府の税関当局に差し押さえられたものは、関連部隊当局に引き渡さなければならない。

## 第十条 船舶と航空機の出入り (Access of Vessels and Aircraft)

1. 合衆国によって、又は合衆国の管理下で運行する合衆国・外国の船舶と航空機は大韓民国の如何なる港と飛行場に入港料・着陸料を負担せずに入入りできる。本協定による免責が付与されていない貨物或いは旅客が運送される場合には、大韓民国の法令に従わなければならない。
2. 第一項で規定した船舶と航空機、機甲車両を含む合衆国政府所有の車両および合衆国軍隊の構成員、軍属並びにその家族は、合衆国軍隊が使用中の施設と区域へ出入り、この施設と区域間の移動、またこの施設と区域および大韓民国の港・飛行場間を移動することができる。合衆国の軍用車両への搭乗、区域内への出入り、並びにこの施設と区域間の移動には道路使用量・その他の課徴金を科しない。
3. 第一項で規定した船舶が大韓民国国内の港に入港する場合、通常の状態であれば大韓民国の關係当局に対して適切な通告をしなければならぬ。このような船舶は強制導船が免除されるが、民間の渡船会社を使用する場合には適切な率の料金を支給しなければならない。

## 第十一条 気象観測業務 (Meteorological Services)

大韓民国政府は両国政府の關係当局間の約定により次の気象観測業務を合衆国軍隊に提供する。

- ① 船舶による観測を含む地上および海上での気象観測
- ② 定期的開港、可能であれば過去の資料も含む気象資料
- ③ 気象情報を報道する電気通信業務
- ④ 地震観測の資料

## 第十二条 航空交通管制および運航補助施設

(Air Traffic Control and Navigational Aids)

1. 全ての民間・軍用交通管制は緊密な協調を通して展開する。また本協定の運営上必要な範囲まで統合する。以上のような協調に必要な手続きと変更事項は両政府の關係当局間の約定によって設定する。
2. 合衆国は、大韓民国全域とその領域に船舶および航空機の運航補助施設（必要であれば電子型）を設置、建設および維持する権限を持つ。このような運航補助施設は、大韓民国で使われている体系に概して合致しなければならない。運航補助施設を設置した大韓民国および合衆国の当局は、同補助施設の位置と特徴を適切に相互通告するべきであり、また、これら補助施設の変更・付加的な運航補助施設を設置するため、可能な限り

の事前通告をしなければならない。

### 第十三条 歳出外資金諸機関 (Non-appropriated Fund Organizations)

1. ①合衆国軍当局が公認して規制する軍販売店、食堂、社交クラブ、劇場、新聞およびその他の歳出外資金諸機関は、合衆国軍隊の構成員、軍属および彼らの家族の利用のために、合衆国軍隊が設置することができる。このような諸機関は、本協定に別に規定する場合を除いては、大韓民国の規制、免許、手数料、租税、または、これと類似の管理を受けない。

②合衆国軍当局が公認する新聞を一般大衆に販売する場合、その配布に限っては、大韓民国の規制、免許、手数料、徴税、またこれと類似な管理を受ける。

2. 上記の諸機関による商品およびサービスの販売には、本条第一項(2)に規定した事項を除いては、大韓民国の租税を賦課しないことにする。ただこのような諸機関による商品および需用品を大韓民国国内で購入するには、両政府間がとくに合意しない限り、このような商品および需用品には一般の購入者に割り与えられる大韓民国の租税を賦課する。

3. 上記の諸機関が販売する物品は、大韓民国および合衆国の当局が相互合意する条件により処分を認める場合を除いて、このような諸機関からの購入が認められない者が大韓民国内でこ

れらを処分してはならない。

4. 本条に規定された諸機関は、合同委員会での両政府代表間の協議を通じて、大韓民国租税当局に大韓民国税法が要求する情報を提供しなければならない。

### 第十四条 課税 (Taxation)

1. 合衆国軍隊が大韓民国国内で保有、使用または移転する財産に対しては、租税または、課徴金を割り与えない。

2. 合衆国軍隊の構成員、軍属および彼らの家族は、第13条に規定された諸機関(歳出外資金諸機関)を含む合衆国軍隊での勤務・被雇用の結果で取得した所得に対し、大韓民国政府または、その他大韓民国の課税機関に対し如何なる租税も納付する義務を有しない。合衆国軍隊の構成員、軍属、そしてその家族という理由で大韓民国に滞留する者は大韓民国外を源泉にして発生した所得に対し、大韓民国政府または、その他大韓民国の課税機関に対し如何なる租税・納付する義務を有しない。また、このような者が大韓民国に滞留する期間は、大韓民国租税の賦課上、大韓民国での居所や住所を有する期間として見なさない。以上に該当する者に対する本条の規定は、本項の始めに規定した源泉以外に大韓民国国内を源泉に発生した所得については大韓民国租税の納付義務を免除するものではない。また、合衆国の所得税を納付しない目的で大韓民国国内の住所を申告する台

衆国市民に対しは、所得に対する大韓民国租税の納付を免除しない。

3. 合衆国軍隊の構成員・軍属・その家族は、単に一時的に大韓民国に滞留したことに起因して、大韓民国に所在する動産、また、無体財産権の保有、使用およびこれら相互間の移転、または死亡による移転については大韓民国での課税を免除する。ただし、このような免除は、大韓民国国内で投資・事業を行うために保有した財産、または、大韓民国国内で登録済みの如何なる無償財産権にも適用されない。

## 第十五条 招請契約者 (Invited Contractors)

1. ①合衆国の法律に基づいて組織した法人
- ②通常合衆国に居住する雇員
- ③前記の者の家族を含む合衆国軍隊、並びに同軍隊から軍輸支授を受ける統合同司令部傘下の駐韓外国軍隊と合衆国間の契約履行のため大韓民国国内に滞留する者、又は合衆国政府が下記の第二項の規定に指定した者は、本条が規定した場合を除いて大韓民国の法令に従う。
2. 前記の第一項の規定は、大韓民国政府との協議によって成立する。ただし、これは、安全性、関係業者の記述上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材を十分考慮し、合衆国の法令上の制限によって実施することができる場合に限って行わな

ればならない。この指定については、次の場合、合衆国政府が契約を撤回することができる。

- ①合衆国軍隊、または同軍隊から軍輸支授を受ける統合同司令部傘下の駐韓外国軍隊と合衆国との契約が終了する時
  - ②上記の者が合衆国軍隊、または同軍隊から軍輸支授を受ける統合同司令部傘下の駐韓外国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事している事実が立証された時
  - ③上記の者が大韓民国国内で違法な活動に従事した事実が立証された時
3. 上記の者の身分に関して合衆国関係当局の証明がある場合、本協定に基づいて次の利益が付与される。
- ①第十条第二項に規定した出入りおよび移動
  - ②第八条の規定に伴う大韓民国への入国
  - ③合衆国軍隊の構成員、軍属および彼らの家族に対し第九条第三項に規定した関税およびその他課徴金の免除
  - ④合衆国政府が認めた場合、第十三条に規定した機関のサービス利用
  - ⑤合衆国軍隊の構成員、軍属およびその家族に対し第十八条第二項に規定した事項
  - ⑥合衆国政府が認めた場合、第十九条に規定した事項に伴う軍票の使用
  - ⑦第二十条に規定した郵便施設の利用
  - ⑧公益事業とサービスに関して、第六条に基づいて合衆国

軍隊に付与された優先権、条件、使用料や料金に従う公益事業とサービスの利用

⑨雇用条件および事業と法人の免許と登録に関する大韓民国法令の適用からの免除

4. 上記の者の到着、出発および大韓民国に居住期間中の居所は合衆国軍隊が大韓民国当局に通告する。

5. 上記の者が第一項に規定した契約履行のために保有し使用・移転する減価償却資産（家屋を除く）に対しては、合衆国軍隊の権限を代理する代表者の証明がある時には、大韓民国の租税および類似の課徴金は賦課しない。

6. 上記の者が合衆国軍隊の権限ある代表の証明を有する場合、一時的に大韓民国国内に滞留したことに起因して発生する大韓民国国内所在の動産・無体財産権の保有、使用、死亡による移権、本協定により免除を受ける権利を持つ個人・機関への移権について、大韓民国での課税から免除される。ただし、このような免除は、大韓民国国内で投資、その他の事業を行うために保有する財産、または、大韓民国で登録した如何なる無体財産にも適用されない。

7. 上記の者は、本協定に規定された施設や区域の建設、維持・運営に関する合衆国政府との契約によって発生する所得に対し、大韓民国政府、または大韓民国の課税機関に所得税・法人税を納付する義務を負わない。このような合衆国との契約の履行と関連して、大韓民国国内に滞留する者は、大韓民国国外

からの源泉で発生する所得に対し、大韓民国政府、またはその他大韓民国の課税機関に大韓民国租税を納付する義務を負わない。また、上記の者が大韓民国国内に滞留する期間中は、大韓民国租税の賦課上、大韓民国国内で居所や住所を保有する期間と見なされない。上記の者について本協議規定は、本項の最初に規定した大韓民国の源泉から発生する源泉以外の所得に対する所得税・法人税の納付を免除するのではない。ただし、合衆国の所得税を納付しない目的で大韓民国国内の居所を申告する者に対しては大韓民国の租税納付を免除しない。

8. 上記の者について大韓民国当局は、大韓民国法令によって処罰できる犯罪に関して裁判権を行使する権利を持つ。ただし、大韓民国の防衛に対する上記の者の役割を認めて、第二十二條第五項、第七項の（2）、第九項、並びに同関係の合意議事録の規定に従わなければならない。大韓民国当局が裁判権を行使しないことで決める場合、大韓民国当局は速やかに合衆国軍当局に通告しなければならない。合衆国軍当局がこのような通告を受け付けた場合、合衆国法令によって付与された権限によって前記の者の裁判権を行使する権利を持つ。

## 第十六条 現地調達 (Local Procurement)

1. 合衆国は、本協定の目的・協定で認められる権限によって大韓民国国内で供給・提供される資材、需用品、備品、サービ

ス（建築工事を含む）の調達のための契約者、供給者または、サービスを提供する者の選択について制限を受けることなく契約することができる。このような資材、需用品およびサービスは、両国関係当局間の合意後、大韓民国政府を通じて調達することができる。

2. 合衆国軍隊の維持のため現地で供給の必要がある資材、需用品、備品、サービスの調達によって大韓民国の経済に悪影響を及ぼす恐れがある場合、大韓民国の関係当局との調整下で、また必要とされる場合には、大韓民国の関係当局を通して援助を得た上調達する。

3. 公認調達機関を含む合衆国軍隊が大韓民国中で公用目的のために調達する資材、需用品、備品およびサービス、または、合衆国軍隊が最終消費使用するために調達する資材、需用品、備品およびサービスに関しては、同合衆国軍隊が事前に適切な証明書を提示すれば次の大韓民国租税が免除される。

- (1) 物品税
  - (2) 通行税
  - (3) 石油類税
  - (4) 電気ガス税
  - (5) 営業税
- 両国政府は、本条に明示されていない大韓民国国内での現在・将来の租税については、合衆国軍隊によって調達・最終的に使用するための資材、需用品、備品およびサービスの総輸入価格

に相当と認められる部分に関して、本条の目的に合致する免税・減税に同意する。

4. 合衆国軍隊の構成員、軍属、およびその家族は、本条を理由に、大韓民国中で賦課できる物品およびサービスの個人的輸入に対する租税、または、これに類似の公課金の免除されるものではない。

5. 第三項に規定した租税の免除を受けて大韓民国で購入した物品は、大韓民国当局と合衆国当局相互間が合意する条件により処分を認める場合を除いては、該当物品を免税で輸入する権利を持たない者に対し大韓民国国内での処分を認めない。

## 第十七条 労務 (The Labors)

本組において

- ① 「雇用主」とは、合衆国軍隊（歳出外資金諸機関を含む）および第十五条第一項に規定した者をいう。
- ② 「雇用員」とは、雇い主が雇用した軍属および第十五条に規定した契約者の雇用員でない民間人を指す。ただし、(1) 韓国労務団 (KSC) の構成員および (2) 合衆国軍隊の構成員、軍属または、その家族個人が雇用した家事使用人は除く。このような雇用員は大韓民国国民でなければならない。

2. 雇用主は、彼ら人員を募集・雇用・管理することができる。

可能な限り大韓民国政府の募集事務機関を利用する。雇用主が雇用員を直接募集する場合には、雇用主は労働行政上必要な適切な情報を大韓民国労働庁に提供する。

3. 本条の規定は合衆国軍隊の軍事上必要を妨害しない範囲内で、合衆国軍隊が雇用員のために設定した雇用条件・補償・労使関係は大韓民国の労働法令の諸規定に従わなければならない。

4. ①雇用主・雇用員・承認された雇用員団体間の争議の中で、合衆国軍隊の不公平処理労働関係手続きを通じて解決されることのできない場合は、大韓民国労働法令中団体行動に関する規定を考慮して、次の通り解決されなければならない。

(1) 争議は調整を通じて大韓民国労働庁に回付しなければならない。

(2) このような争議が前記(1)に規定された手続きによつて解決されない場合には、この件は合同委員会に回付され、合同委員会は新しい調整に努力する。また合同委員会が指定する特別委員会にこの件について回付することができる。

(3) このような争議が前記の手続きによつて解決されない場合、合同委員会は迅速にこの争議を順次解決に努める。合同委員会の決定はさらに拘束力を持つ。

(4) 認められた雇用員団・雇用員が争議に対する合同委員会の決定に従わない場合、または、解決手続きの進行中に正常な業務要件を邪魔する行動に従事する場合、前記団体の承認撤回および雇用員の解雇に対する正当な理由と見なす。

(5) 雇用員団体・雇用員は争議が前記(2)に規定した合同委員会に回付された後、少なくとも七十日以上の期間が経過しない限り、正常な業務要件を邪魔する行動に従事してはいけない。

②雇用員、または雇用員団体は労働争議が前記の手続きによつて解決しない場合、継続して団体行動権を持つ。ただし、合同委員会のこのような行動が大韓民国の共同防衛のため合衆国軍隊の軍事作戦を妨害すると判断された場合は除く。合同委員会では、この件に関して合意に到達できない場合、この件は大韓民国政府の関係官とアメリカ合衆国外交使節間の討議を通して再検討の対象となる。

③本条の適用は、戦争、敵対行為、または戦争・敵対行為が切迫した状態の国家非常時には、合衆国軍当局との協議の上、大韓民国政府が取る非常措置により制限される。

5. ①大韓民国側が労働力を配分する場合には、合衆国軍隊は大韓民国国軍が持つ権利より不利でない配分特権が付与される。

②戦争、敵対行為、または戦争や敵対行為が切迫した状態のような国家非常時には、合衆国軍隊の任務の執行に必要な技術を習得した雇用員は、合衆国軍隊の要請により、相互協議を通じて兵役、その他強制服務が延期する。合衆国軍隊に要すると認められる雇用員の名簿を大韓民国側は事前に提供しなければならない。

6. 軍属は、彼らの任用と雇用条件に関して大韓民国の諸法令

に従わなければならない。

①合衆国の軍隊の構成員、軍属、そしてその家族は、大韓民国政府の外国為替管理法令に従わなければならない。

②ただし、前項の規定は、合衆国ドル、またはドル証券(dollar instruments)として、合衆国からの供給、ま

たは、合衆国軍隊の構成員・軍属が当協定と関連して雇用・勤務した結果によって取得したもの、または上記の者が大韓民国国外の源泉から取得したものを大韓民国国内で流通、大韓民国からの移転を防ぐ規定とは解釈しない。

③合衆国当局は前項に規定された者による特権の乱用、または大韓民国の外国為替管理法令の回避を防止するために必要な措置を取らなければならない。

## 第十八条 為替管理 (Exchange Control)

1. 合衆国の軍隊の構成員、軍属、そしてその家族は、大韓民国政府の外国為替管理法令に従わなければならない。

2. ただし、前項の規定は、合衆国ドル、またはドル証券(dollar instruments)として、合衆国からの供給、または、合衆国軍隊の構成員・軍属が当協定と関連して雇用・勤務した結果によって取得したもの、または上記の者が大韓民国国外の源泉から取得したものを大韓民国国内で流通、大韓民国からの

移転を防ぐ規定とは解釈しない。

3. 合衆国当局は前項に規定された者による特権の乱用、または大韓民国の外国為替管理法令の回避を防止するために必要な措置を取らなければならない。

## 第十九条 軍票 (Military Payment Certificates)

1. ①ドル表示による合衆国軍票は合衆国によって認可を受けた者の間で使用することができる。合衆国の政府は、合衆国の規則が許容する場合を除いて、認可を受けた者以外の者による軍票の使用を防止するために適当な措置を取る。また、大韓民国政府も、認可を受けていない者による軍票の使用を禁止するための必要な措置を取る。その場合、合衆国当局の援助を得て、軍票の偽造、または偽造軍票の使用に関与した大韓民国当局の裁判権に従う者を逮捕して処罰することを約束する。

②合衆国当局は、合衆国の法律が許容する限度まで、認可を受けていない者に対し軍票を行使した合衆国軍隊の構成員・軍属およびその家族を逮捕して処罰することに合意する。また大韓民国国内でのその使用の結果について、合衆国は大韓民国政府およびその関連機関に対し如何なる義務も負担させないことに合意する。

2. 合衆国は、軍票を管理するため、合衆国の監督の下で軍票使用を認可を受けた者による使用のための施設を維持し運営する

ことができる。そのために設置された一定のアメリカの金融機関は、このような施設を大韓民国の商業金融体からその場所を分離して設置・維持する。また、このような施設を維持して運営を専任する職員を置く。該当する施設は、合衆国通貨による銀行会計を維持し、またこの会計と関連するすべての金融取引（当協定第十八条第二項に規定された範囲内での資金の受領および送金を含む）を行うことが許される。

## 第二十条 軍事郵便局 (Military Post Office)

合衆国は大韓民国国内で、合衆国軍事郵便局を設置・運営することができる。この施設は、合衆国軍事郵便局間、また軍事郵便局とその他合衆国郵便局間の郵便物の送達のために合衆国軍隊が使用する施設と区域内に居住する合衆国軍隊の構成員・軍属およびその家族の利用を目的とする。

## 第二十一条 会計約定 (Accounting Procedures)

大韓民国政府と合衆国政府は、当協定によって発生する金融取引に適用するための会計約定に合意する。

## 第二十二条 刑事裁判権 (Criminal Jurisdiction)

1. 本条の規定の条件は以下の通りである。

① 合衆国軍当局は、合衆国軍隊の構成員、軍属およびその家族に対し、合衆国法令が付与したすべての刑事裁判権

および懲戒権を大韓民国国内で行使する権利を持つ。

② 大韓民国当局は、合衆国軍隊の構成員、軍属およびその

家族に対し、大韓民国の領域中で犯した犯罪は大韓民国

法令によって処罰できる裁判権を持つ。

2. ① 合衆国軍当局は、合衆国軍隊の構成員や軍属およびその家族に対し、合衆国法令によって処罰することができる。ただし、合衆国法令によっては処罰できない犯罪（合衆国の安全に関する犯罪を含む）に関して専属的裁判権を行使する権利を持つ。

② 大韓民国当局は、合衆国軍隊の構成員や軍属およびその家族に対し、大韓民国法令によって処罰することができる。ただし、大韓民国法令によっては処罰できない犯罪（大韓民国の安全に関する犯罪を含む）に関して専属的裁判権を行使する権利を持つ。

③ 本条第二項および第三項の適用上の「国家の安全に関する犯罪」という意味は次のことを含む。

(1) 該当局に対する反逆

(2) 妨害行為 (sabotage)、スパイ行為または、該当国の公務上・国防上の秘密に関する法令違反

3. 裁判権を行使する権利が並行する場合には、次の規定が適用される。

①合衆国軍当局は、次の犯罪に関しては、合衆国軍隊の構成員・軍属およびその家族に対し裁判権を行使する第一次的権利を持つ。

(1) 合衆国の財産・安全に対する犯罪、または、合衆国軍隊の他構成員・軍属、またはその家族の身体・財産に関する犯罪

(2) 公務執行中の作為、または不作為 (act or omission) による犯罪。

2. その他の犯罪に関しては、大韓民国当局が裁判権を行使する第一次的権利を持つ。

3. 第一次的権利を有する側の国家が裁判権を行使しないことを決めた時には、可能な限り迅速に他方国家当局にその意を通告しなければならない。また、第一次的権利を持つ国家の当局は、他方国家がこのような権利放棄を特に重要だと認める場合において、その他方国当局から権利放棄要請があれば、その要請に対し好意的考慮をしなければならない。

4. 本条前記の諸規定は、合衆国軍当局が大韓民国の国民である者、または大韓民国に通常居住する者に対する裁判権の行使権利という意味ではない。ただし、彼らが合衆国軍隊の構成員

の場合には例外である。

5. ①大韓民国当局と合衆国の軍当局は、大韓民国領域内で合衆国の軍隊の構成員、軍属または、その家族を逮捕する場合において、次の規定により拘禁する当局に相互協力する。

②大韓民国当局は、合衆国軍隊の構成員、軍属、またはその家族の逮捕を直ちに合衆国軍当局に通告しなければならない。合衆国軍当局は、大韓民国側が裁判権を行使する第一次的権利を持つ場合、合衆国軍隊の構成員、軍属、またはその家族の逮捕を大韓民国当局に直ちに通知しなければならない。

③大韓民国が裁判権を行使する合衆国軍隊の構成員、軍属、またはその家族を被疑者として拘禁する場合、被疑者が合衆国の軍当局の手中にいれば、すべての裁判手続きは終結する。また、大韓民国当局が拘禁を要請する時まで、合衆国軍当局が継続して行う。この被疑者が大韓民国の手中にいる場合には、合衆国軍当局に引き渡すことすべての裁判手続きが終結する。また、大韓民国当局が拘禁の要請がある場合まで、合衆国軍当局が継続して拘禁する。被疑者が合衆国軍当局に拘禁されている場合、合衆国軍当局はいつの時でも大韓民国当局に拘禁を引き渡すことができる。また、特定事件においては、大韓民国当局が行うことができる拘禁引渡しの要請に対して好意的に考慮する。合衆国軍当局は、捜査と裁判のための要請があれば、直ちに大韓民国当局にこのような被疑者・被告人の捜査と裁判ができるように努力する。このような目的と司法手続きの進行に対する障害

を防止するため全ての適切な措置を取らなければならない。合衆国軍当局は大韓民国当局が行った拘禁に関する特別な要請に対し十分に考慮する。大韓民国当局は、合衆国軍当局が合衆国軍隊の構成員、軍属、または家族の被疑者拘禁を継続する場合、同当局から協力要請に対し好意的に考慮する。

④第二項の③に規定した大韓民国の安全に対する犯罪に関する被疑者は大韓民国当局が拘禁する。

6. ①大韓民国当局と合衆国軍当局は、発生した犯罪について必要な捜査の実施・証拠の収集と提出（犯罪に関連した証拠物の押収、相当な場合には引渡しを含む）に相互協力する。ただし、このような証拠物は引渡しする側が決めた期間内までに還付することを条件とする。

②大韓民国当局と合衆国軍当局は、裁判権を行使する権利が並行するすべての事件の処理について相互通告しなければならない。

7. ①死刑の判決は、大韓民国の法令に死刑を規定していない場合、合衆国軍当局が大韓民国国内で執行してはならない。

②大韓民国当局は、合衆国軍当局が本条の規定により宣告した自由刑を大韓民国領域中で執行する場合、合衆国軍当局が協力を要請すればこの要請に対し好意的に考慮する。大韓民国当局は、また、大韓民国裁判所が宣告した拘禁刑に服役中の合衆国軍隊の構成員、軍属またはその家族の拘禁引渡しについて合衆国当局の要請があった場合、この要請に対し好意的に考慮する。

同時に、合衆国軍当局に引き渡した場合、合衆国側は、大韓民国関係当局の承認を得る時まで合衆国の適当な拘禁施設内で拘禁を継続する義務を持つ。このような場合、合衆国当局は大韓民国当局に関係情報を定期的に提供する。また、大韓民国政府代表は、大韓民国裁判所が宣告した刑によって合衆国の拘禁施設中で服役中の者との面会権利を持つ。

8. 被告人が本条の規定により大韓民国当局と合衆国軍当局中どちらか一方の当局によって裁判を受けた場合において、無罪判決を受けた時、有罪判決を受けて服役中に服役を終了した時、減刑或いは執行停止した時、または、赦免された時には、被告人は他方国家当局によって大韓民国の領域内での同じ犯罪に対する二重の裁判は受けない。ただし、本条の如何なる規定も、合衆国軍隊の構成員が大韓民国当局によって裁判を受けた犯罪行為および不作為による軍規違反に対し、裁くことに関与するものではない。

9. 合衆国軍隊の構成員、軍属、またはその家族は、大韓民国の裁判権によって公訴が提起される場合には常時に次の権利を持つ。

①迅速な裁判を受ける権利

②自分に対する具体的な公訴事実の通知を公判前に受ける

#### 権利

③自分に不利な証人と対面して彼を尋問する権利

④自分に有利な証人を求める権利

⑤ 自分が選択する弁護士を持つ権利、または、費用の補助を受けて弁護士を持つ権利

⑥ 被告人が必要だと認めた場合、有能な通訳人の助力を受ける権利

## 第二十三条 請求権 (Claims)

⑦ 合衆国の政府代表との面会・文通の権利、また自身の裁判にその代表を参加させる権利

10. ① 合衆国軍隊の正規編成部隊・編成隊は本協定第二条に基づいて使用中の施設・区域内で警察権を行使する権利を持つ。合衆国軍隊の軍事警察は、同施設および区域内で秩序・安全の維持を保障するためにすべての適切な措置を取ることができる。

② 上記の施設・区域外で前記の軍事警察の権限は、必ず大韓民国当局との約定に従うことをその条件として大韓民国当局との緊密な協力のもとに行使する。これは、合衆国軍隊の構成員間の規律と秩序の維持および彼らの安全保障のために必要な範囲内に限定される。

11. 相互防衛条約第二条が適用される敵対行為が発生する場合、刑事裁判権に関する本協定の規定は直ちにその適用が停止し、合衆国当局は合衆国軍隊の構成員、軍属およびその家族に対する専属的裁判権を行使する権利を持つ。

12. 本条の規定は、本協定の効力発生前に発生した如何なる犯罪行為に対しても適用されない。上記のような犯罪行為については、千九百五十年七月十二日付で大田(テジョン)で行った覚書交換で効力が発生した大韓民国と合衆国間の規定を適用す

1. 各当事国は、自国の所有により自国の軍隊が使用中の財産に対する損害に関して、次の場合には他方当事国に対する全ての請求権を放棄する。

① 他方当事国軍隊の構成員または、雇用員によって公務執行中に損害が発生した場合

② 他方当事国所有の同国軍隊が使用中の車両、船舶、航空機の使用によって損害が発生した場合、ただし、損害を起こした車両、船舶、航空機が公用目的のために使用されていた場合、公用目的のために使用している財産に損害が起きただけに限る。海難救助については、一方当事国の他方当事国に対する請求権は放棄する。ただし、救助された船舶や船荷が、他方当事国が所有して同国軍隊が公用の目的のために使用中だった場合に限る。

2. ① 第一項に規定した損害がどちらか一方当事国が所有するその他財産に起きた場合には、両国政府が別途合意しない限り、本項②の規定によって選ばれた一人の仲裁人が借方当事国の責任関係と損害額を決める。また、この仲裁人は、同一事件から発生した如何なる反対請求も裁定することができる。

② 前記の①で規定された仲裁人は、両政府間の合意によって、

大韓民国の国民中、上級地位の司法官を選定する。

③ 仲裁人が行った財政は両当事国に対し最終的に拘束力がある。

④ 仲裁人が裁定した全ての賠償金は、本条第五項の⑤の(1)、(2)および(3)の規定により分担する。

⑤ 仲裁人の給料は両政府間の合意によって決める。両政府が仲裁人の任務遂行に従う必要な費用と共に均等な割合で分担してこれを支給する。

⑥ 各当事国はこのような場合に、一千四百合衆国ドル (\$1,400)、または、大韓民国通貨でこれに該当する金額(請求が提起された時に第十八条の合意議事録に規定された為替レートによる)以下の金額については、それぞれ請求権を放棄する。

3. 本条第一項および第二項の適用上、船舶に関して「当事国の所有」ということの意味は、その当事国が契約によって賃借した船舶、徴発・拿捕した船舶をも含む。(ただし、損失の危険、または、責任に当事国以外の者が負担する場合においては該当しない。)

4. 各当事国は自国の軍隊の構成員が公務執行に従事していた時に受けたケガや死亡に関しては他方当事国に対する全ての請求権を放棄する。

5. 公務執行中の合衆国軍隊の構成員や雇員(大韓民国国民や大韓民国に通常的に居住する雇員を含む)の作為・不作為、合衆国軍隊が法律上責任を負うその他の作為・不作為、事故について、大韓民国中で大韓民国政府以外の第三者に損害を加え

たことから発生する請求権(契約による請求権および本条第六項と第七項の適用を受ける請求権は除く)は、大韓民国が次の規定によりこれを処理する。

① 請求は、大韓民国の軍隊の行動から発生する請求権に関する大韓民国の法令により提起・審査または裁判を行う。

② 大韓民国は、前記の如何なる請求も解決することができ。また、合意・裁判によって決定した金額の支給は大韓民国ウォンで行う。

③ このような支給(大韓民国の管轄裁判所による裁判による合意・解決のために行われる)または、支給を認めないという前記裁判所による最終的判決は両当事国に対して最終的な拘束力がある。

④ 大韓民国が支給した各請求は、その明細および下記⑤の(1)および(2)の規定による分担案と共に、合衆国の関係当局に通知する。二ヶ月以内に回答がない場合には、その分担案は受諾されたことと見なす。

⑤ 前記の①ないし④の規定および第二項の規定により請求を充足させるために必要とされた費用は、両当事国が次の通り分担する。

(1) 合衆国だけに責任がある場合には、制定して合意を行う。または、裁判によって決定された金額は大韓民国が25%を、合衆国が75%を負担する割合で分担する。

(2) 大韓民国と合衆国が損害に対して各々責任がある

場合には、裁決によって合意する。また、裁判によって決定された金額を両当事国が均等に分担する。この損害が大韓民国軍隊および合衆国軍隊によって発生して、その損害をこれら軍隊のどちらか一方、または、双方の責任で特定できない場合には、裁定によって合意する。また、裁判によって決定された金額は、大韓民国と合衆国が均等に分担する。

(3) 損害賠償責任・賠償金額およびこの比率による分担に対して両国政府が認めた各事件のうち、大韓民国が六ヶ月間支給した金額の明細書は、弁償要求書とともに、毎六ヶ月ごとに合衆国関係当局に送付する。このような弁償は可能な限り最短期間内に大韓民国ウォンで支払う。本項で規定した両国政府の認定は、第二項③および第五項③に各々規定されている仲裁人による決定、または、大韓民国の管轄裁判所による判決を侵害してはいけない。

⑥合衆国軍隊構成員・雇用員（大韓民国の国籍および大韓民国に通常居住する雇用員を含む）は、彼らの公務執行から発生した事項については、大韓民国国内で彼らに対して行われた判決の執行手続きには従わない。

⑦本項の規定は、前記⑤の規定が本条の第二項に規定した請求権に適用される範囲を除き、船舶の航海・運用、または、貨物の船積み・運送・揚陸過程に関連して発生した請求権については適用しない。ただし、本条第四項が

適用されない死亡・負傷に対する請求権に関してはそうでない。

6. 大韓民国中で不法な作爲または、雇用員（大韓民国の国民の雇用員または、大韓民国に通常的に居住する雇用員を除く）に対する請求権は、次の方法で処理する。

①大韓民国当局は、被害者の行動を含め該当する事件に関する全ての事情を考慮する。また、公平かつ公正な方法で請求を審査して請求人に対する賠償金を支払った上、その事件に関する報告書を作成する。

②報告書は合衆国関係当局に送付する。合衆国当局は、速やかに補償金支給の提案可否・賠償金額を決める。

③補償金支給の提案が行われた場合、請求人がその請求を完全に充足してこれを受諾した場合には合衆国当局が直接支給する。また、その決定内容および支給金額を大韓民国当局に通告する。

④本項の規定は、請求に完全充足する形で支給が行われないう限り、合衆国軍隊の構成員・雇用員に対する訴訟受理は大韓民国裁判所の裁判権に影響を及ぼすものと見なす。

7. 許可を受けてないまま合衆国軍隊車両使用したことから発生した請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を負う場合を除いては、本条第六項に基づいて処理する。

8. 合衆国軍隊の構成員・雇用員の不法な作爲・不作為が公務執行中に行われた場合、また、合衆国軍隊の車両使用が許可を

受けてないまま行われた場合について発生した紛争は本条第二項②の規定により選任された仲裁人に回付する。この点に關する同仲裁人の財政は最終的・確定的と見なす。

9. ①合衆国は、大韓民国裁判所の民事裁判権に關して、合衆国軍隊の構成員・雇員員の公務執行から発生する問題において大韓民国国内で彼らに對し行われた判決の執行手続きについて、請求を完全に充足させる形で支給された場合を除いては、合衆国軍隊の構成員・雇員員に對する大韓民国裁判所の裁判権からの免除を主張することはできない。

②合衆国軍隊が使用中の施設・区域内に大韓民国法律に基づいた強制執行に伴う私有動産（合衆国軍隊が使用中の動産は除く）がある場合、合衆国当局は、大韓民国の裁判所の要請によりこのような財産を大韓民国当局に引き渡せるよう、その権限内のすべての援助を提供する。

③大韓民国当局と合衆国当局は、本条の規定に基づいた請求の公平な処理を行うために必要な証拠収集において協力する。

10. 合衆国軍隊の運営に必要な資材、需用品、備品、サービスの調達に關する契約から発生する紛争がその契約当事者によつて解決されない場合には、合同委員会に回付して調整することができる。ただし、本項の規定は、当事者が有する民事訴訟提起の権利を侵害してはいけない。

11. 本条第二項および第五項の規定は、非戦闘行為に付加発生した請求についてのみ適用する。

12. 合衆国軍隊に派遣勤務中の大韓民国増員軍隊 (KATUSA, Korean Augmentation To the United States Army) の構成員は本条の適用上、合衆国軍隊の構成員と見なす。

13. 本条の規定は、本協定の効力発生前に発生した請求権には適用しない。当請求権は合衆国当局がこれを処理・解決する。

## 第二十四条 車両と運転免許 (Vehicle and Driver's Licenses)

1. 大韓民国は合衆国の下部行政機関が合衆国軍隊の構成員、軍属およびその家族に對し發給した運転許可証・運転免許証・軍の運転許可証について、運転試験・手数料を付加することなく有効なものとして承認する。

2. 合衆国軍隊および軍属の公用目的の車両は、明確な番号札または、容易に識別できる個別記号を付着する。

3. 大韓民国政府は、合衆国軍隊の構成員、軍属、またはその家族が使用中の車両について免許許可と車両登録を行う。このような車両所有者の姓名および同車両の登録を施行する場合、大韓民国法令が要求するその他の関係資料は、合衆国政府職員が合同委員会を通じて大韓民国政府に提供する。免許監察発給の実費を除いては、合衆国軍隊の構成員、軍属およびその家族は、大韓民国で車両の免許、登録、運行に關連して発生する全ての手数料および課徴金の納付が免除される。また、第十四条の規定により、これに關連した全ての租税の納付が免除される。

## 第二十五条 保安措置 (Security Measures)

大韓民国とアメリカ合衆国は、合衆国軍隊、その構成員、軍属、第十五条により大韓民国に滞留する者とその家族および彼らの財産の安全を保障するために常に必要な措置を取ることに協力する。大韓民国政府は、大韓民国領域内で合衆国の設備、備品、財産、記録および公務上の情報の適宜な保安と保護を保障するために必要な立法措置およびその他の措置を取る。また、第十二条により大韓民国関係法律に基づいた法律違反者の処罰を保証することに同意する。

## 第二十八条 保険と衛生 (Health and Sanitation)

合衆国軍隊、軍属およびその家族のために必要な医療支援を提供する。合衆国の権利と並行して行う病気の管理と予防およびその他公衆保険、医療、衛生と獣医業務の調整に関する共同業務は、第二十八条により設置された合同委員会で両国政府の関係当局がこれを行う。

## 第二十七条 予備役の訓練 (Enrollment and Training of Reservists)

合衆国は、大韓民国国内に滞留する適格な合衆国市民を大韓民

国国内の予備役軍隊に編入させて訓練を行うことができる。

## 第二十八条 合同委員会 (Joint Committee)

1. 別途規定した場合を除いて、本協定の施行に関する相互協議を必要とする全ての事項に関して、大韓民国政府と合衆国政府間の協議機関としての合同委員会を設置する。特に、合同委員会は、本協定の目的を遂行するために合衆国が使用を必要とする大韓民国国内の施設・区域を決める協議機関としての役割を果たす。

2. 合同委員会は、大韓民国政府の代表一人と合衆国政府代表一人で構成して、各代表は一人、またはそれ以上の代理人と職員団を置く。合同委員会は、その自らの手続き規則を定めて、必要な補助機関と事務機関を設置する。合同委員会は、大韓民国政府、または合衆国政府内のどちらか一方の政府代表の要請がある場合、直ちに会合することができるよう組織されなければならない。

3. 合同委員会が問題を解決できない場合、同委員会はこの問題を適切な経路を通じてそれ以上の検討を講じるために、それぞれの政府に回付しなければならない。

## 第二十九条 協定の効力発生 (Entry into

Force of Agreement)

1. 本協定は、大韓民国政府が合衆国政府に対して同協定が大韓民国国内法上の手続きにより承認済みであるという書面通告をした日から三ヶ月経過した日から効力を発生する。

2. 大韓民国政府は、本協定の規定を施行するため必要な全ての立法上・予算上の措置を立法機関に求めることを約束する。

3. 第二十二條第十二項に従うことを条件で、本協定は同協定の効力発生と同時に、千九百五十年七月十二日付で大田(テジョン)で行った覚書交換で効力が発生した裁判管轄権に関する大韓民国政府と合衆国政府間の協定を廃棄した上でその代わりものとする。

4. 千九百五十二年五月二十四日付で行った大韓民国と統合同令部間の経済調整に関する協定第三条第十三項は、本協定の範囲内で、合衆国軍隊の構成員、軍属、招請契約者また、その家族には適用されない。

## 第三十条 協定の改定(Revision of Agreement)

本協定内の条項に対する改正については、どちらか一方政府でもいつの時でも改定を要請することができる。この場合、両国政府は適切な経路を通じた交渉を開始しなければならない。

## 第二十一条 協定の有効期間 (Duration of

Agreement)

本協定および本協定の合意した改正案については、大韓民国と合衆国間の相互防衛条約が有効な限り効力を持つ。以上の証拠として、下記署名者は、彼ら各自の政府から正当な権限を委任して本協定に署名した。韓国語と英語で本文二通を作成したものは、両方とも同等に正文であるが、解釈上の上位は英語文に従う。以上は、千九百六十六年七月九日、ソウルで作成した。

大韓民国のために

アメリカ合衆国のために

李東元(イ・ドンウォン)

デイン・ラスク (David

Dean Rusk)

閔復基(ミン・ホキ)

ウィンスロップ・G・ブラウ

ン(Brown, Winthrop G.)